

国自貨第80号
令和元年10月31日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

今般、「荷主勧告事務の細部取扱い等について」(平成29年6月30日付け国自貨第38号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

荷主勧告事務の細部取扱い等について（新旧対照表）

修 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">国 自 貨 第 3 8 号 平成29年6月30日 一部改正 令和元年6月27日 一部改正 令和元年10月31日</p> <p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 局 貨 物 課 長</p> <p style="text-align: center;">荷 主 勧 告 事 務 の 細 部 取 扱 い 等 に つ い て</p> <p>この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条及び「荷主への勧告について」（平成26年1月22日付け国自貨第102号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いを定めるとともに、荷主勧告の発動には至らないがトラック事業者の法令違反行為への関与が認められた荷主に対して行う警告及びトラック事業者の法令違反行為への関与の蓋然性が高い荷主に対して行う協力要請に係る事務の取扱いを定めるものであるので、事務に遺漏のないようにされたい。</p> <p>なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」（平成26年1月22日付け国自貨第103号。以下「旧課長通達」という。）及び「荷主への勧告に係る資料について」（平成26年1月22日付け国自貨第104号。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 警告に係る事務の取扱いについて （1）警告を行う事案 警告を行う事案は、上記3. の荷主勧告該当性調査を実施した結果、事業者の法令</p>	<p style="text-align: right;">国 自 貨 第 3 8 号 平成29年6月30日 一部改正 国 自 貨 第 1 8 号 令和元年6月27日</p> <p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 局 貨 物 課 長</p> <p style="text-align: center;">荷 主 勧 告 事 務 の 細 部 取 扱 い 等 に つ い て</p> <p>この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条及び「荷主への勧告について」（平成26年1月22日付け国自貨第102号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いを定めるとともに、荷主勧告の発動には至らないがトラック事業者の法令違反行為への関与が認められた荷主に対して行う警告及びトラック事業者の法令違反行為への関与の蓋然性が高い荷主に対して行う協力要請に係る事務の取扱いを定めるものであるので、事務に遺漏のないようにされたい。</p> <p>なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」（平成26年1月22日付け国自貨第103号。以下「旧課長通達」という。）及び「荷主への勧告に係る資料について」（平成26年1月22日付け国自貨第104号。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 警告に係る事務の取扱いについて （1）警告を行う事案 警告を行う事案は、上記3. の荷主勧告該当性調査を実施した結果、事業者の法令</p>

違反行為への荷主の主体的な関与が認められず勧告を発動しなかった事案であって、次の①又は②に該当するもの、及び荷主勧告該当性調査を実施しないが③に該当するものとし、地方運輸局長が警告書を発出することにより行うものとする。

なお、次の①において荷主の関与があるものと認めるかどうかの判断については、事業者へのヒアリング調査や拳証資料により得られた情報に基づき、当該荷主の法令違反行為への関わりが明らかである場合のほか、過労運転防止違反のうち乗務時間等告示の遵守違反が著しいもの（監査において乗務時間等告示の遵守状況調査の対象運転者が3人目に達したものをいう。）であって、1日当たりの拘束時間違反で16時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものの総件数のうち半数以上を同一の荷主が占めている場合には、当該荷主を当該法令違反行為に対して関与があるものと認めることとする。

- ① 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合
- ② 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に係る荷主が、同一支社等に対し、過去3年以内に当該法令違反行為と同一の法令違反行為に関して協力要請を受けていた場合
- ③ 事業者の法令違反行為に係る荷主が、過去3年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けていた場合（同一事業者の同一の法令違反行為について、複数の支社等へ発出した協力要請書は、1件としてカウントする。）

(2) 警告の実施

- ① 警告書の様式
警告書の様式は、対象違反行為の種別に応じ様式2-1から様式2-4のとおりとする。
- ② 警告を行った際の措置
警告を行った場合、当該警告に係る事業者から法令違反行為の再発防止のための荷主との協力・協議体制の構築等の取り組みに関する書面（別に定める様式による）を求めるものとする。

6. ～ 7. (略)

附 則（令和元年6月27日 国自貨第18号 一部改正）

1. この通達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日 国自貨第80号 一部改正）

1. この通達は、令和元年11月1日から施行する。

2. ～ 3. (略)

違反行為への荷主の主体的な関与が認められず勧告を発動しなかった事案であって、次の①又は②のいずれかに該当するものとし、地方運輸局長が警告書を発出することにより行うものとする。

なお、次の①において荷主の関与があるものと認めるかどうかの判断については、事業者へのヒアリング調査や拳証資料により得られた情報に基づき、当該荷主の法令違反行為への関わりが明らかである場合のほか、過労運転防止違反のうち乗務時間等告示の遵守違反が著しいもの（監査において乗務時間等告示の遵守状況調査の対象運転者が3人目に達したものをいう。）であって、1日当たりの拘束時間違反で16時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものの総件数のうち半数以上を同一の荷主が占めている場合には、当該荷主を当該法令違反行為に対して関与があるものと認めることとする。

- ① 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合
- ② 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に係る荷主が、同一支社等に対し、過去3年以内に当該法令違反行為と同一の法令違反行為に関して協力要請を受けていた場合

(2) 警告の実施

- ① 警告書の様式
警告書の様式は、対象違反行為の種別に応じ様式2-1から様式2-3のとおりとする。
- ② 警告を行った際の措置
警告を行った場合、当該警告に係る事業者から法令違反行為の再発防止のための荷主との協力・協議体制の構築等の取り組みに関する書面（別に定める様式による）を求めるものとする。

6. ～ 7. (略)

附 則

1. この通達は、令和元年7月1日から施行する。

2. ～ 3. (略)

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇支店) 御中

勧 告

貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められました。

違反事実

- 違反内容 ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)
② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇
③ 違反日時 (元号) 年 月 日
④ 積載品 〇〇〇〇

なお、当運輸局は、上記事案について、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇〇日間) する行政処分を行ったところです。

つきましては、今般、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告します。

(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)

なお、事実関係等に係るお問い合わせについては、下記までご連絡ください。
(問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長 印

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過労運転の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の過労運転の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過労運転防止違反をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社管理に係る荷捌き場において恒常的な手待ち時間が生じていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該違反は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断しました。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところですが、その後改善が図られなかったところです。

違反事実

- 違反内容 ① 過労運転防止違反
② 違反日時 (元号) 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)
④ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、手待ち時間を生じさせないため、貴社管理に係る荷捌き場における積載方法の見直し等必要な措置を講じるよう (下線部には、違反の再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮してください。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等に係るお問い合わせは下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過積載運行の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の過積載運行の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過積載運行をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社が積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行っていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該過積載運行は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断しました。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところであるが、その後改善が図られなかったところです。

違反事実

- 違反内容 ① 積載物重量制限超過 (〇〇割以上)
(最大積載量〇〇〇 kg のところ〇〇〇 kg 積載)
- ② 違反日時 (元号) 年 月 日
- ③ 積載品 (〇〇〇〇)
- (④ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行わないよう (下線部には、再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮してください。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の最高速度違反の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の最高速度違反の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり最高速度違反をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社が非合理的な到着時間を設定し、当該到着時間に遅れた場合には、理由を問わず罰金を課すこととしていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該最高速度違反は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断しました。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところですが、その後改善が図られなかったところです。

違反事実

- 違反内容 ① 最高速度違反 (〇〇 km/h 超過)
(法定 (指定) 速度〇〇 km/h のところ〇〇 km/h 超過)
- ② 違反日時 (元号) 年 月 日
- ③ 積載品 (〇〇〇〇)
- (④ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、合理的な到着時間の設定や、やむを得ない事情による到着時間の遅れに対しペナルティを課さないなど (下線部には、再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮してください。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

〇〇〇〇株式会社 御中

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

これまで、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が、下記のとおり法令違反行為をしていた事実があったため、支社等に対し5回の協力要請を行いました。

違反事実

1. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ②過労運転防止違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
2. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ②積載物重量制限違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
3. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ②最高速度違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
4. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ②〇〇違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
5. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ②〇〇違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、トラック運送事業者の法令違反行為が発生しないよう十分に配慮してください。なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等に係るお問い合わせは下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抜粋）

（荷主への勧告）

第64条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第17条第1項から第4項まで（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第23条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第33条第1号（第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第33条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合において当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

＜参考条文等＞

第17条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

4 前三項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

※ 第35条第6項 一般貨物自動車運送事業者に係る規定について、特定貨物自動車運送事業者への準用が規定された条項

〇〇〇〇株式会社 (〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過労運転の防止について (協力要請書)

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、緑ナンバーの営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っています。そして、緑ナンバーの営業用トラックには、何より安全・安心な運行が求められています。一方で営業用トラック運送事業者は、経営基盤が脆弱であるとされる中小企業 (資本金3億円以下又は従業員300人以下) が99%を占めており、その殆どが運送を依頼する側に対して弱い立場にあります。

今般、〇〇運輸支局では、過労運転防止措置義務違反 (貨物自動車運送事業法違反) の情報があった【トラック運送事業者】について調査したところ、当該法令違反となった運行において、貴社が運送の依頼をした貨物が積載されていたことがわかりました。

当該法令違反のようなトラック運送事業者の不適切な行為は、安全・安心な運行が確保されないだけでなく、重大な交通事故の発生につながる場合もあります。このため、トラック運送事業者には不適切な行為の再発を防止するための適切、かつ、確実な改善措置を講じてもらう必要があります。

貴社におかれましては、貨物の運送を依頼するに当たって、依頼先のトラック運送事業者において不適切な行為が生じることのないよう、運送現場における状況を把握していただき、長時間の荷待ちが生じていないかどうかのご確認のほか、必要に応じてトラック運送事業者と協議する機会を設けるなどのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は 問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸 (支) 局長

〇〇〇〇株式会社 (〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過積載運行の防止について (協力要請書)

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、緑ナンバーの営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っています。そして、緑ナンバーの営業用トラックには、何より安全・安心な運行が求められています。一方で営業用トラック運送事業者は、経営基盤が脆弱であるとされる中小企業 (資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下) が 99% を占めており、その殆どが運送を依頼する側に対して弱い立場にあります。

今般、〇〇運輸支局では、積載制限違反 (過積載運行) (貨物自動車運送事業法違反) の情報があつた【トラック運送事業者】について調査したところ、当該法令違反行為に係る運行において、貴社が運送の依頼をした貨物が積載されていたことがわかりました。

【違反内容】

- ① 違反内容：積載物重量制限 (〇〇割以上)
(最大積載量〇〇 kg のところ〇〇 kg 積載)
- ② 違反日時：(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分
場所：
- ③ 積載貨物：

当該法令違反のようなトラック運送事業者の不適切な行為は、安全・安心な運行が確保されないだけでなく、重大な交通事故の発生につながる場合もあります。このため、トラック運送事業者には不適切な行為の再発を防止するための適切、かつ、確実な改善措置を講じてもらう必要があります。

貴社におかれましては、貨物の運送を依頼するに当たって、依頼先のトラック運送事業者において不適切な行為が生じることのないよう、運送現場における状況を把握していただくほか、必要に応じてトラック運送事業者と協議する機会を設けるなどのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は 問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸 (支) 局長

〇〇〇〇株式会社 (〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の最高速度違反の防止について (協力要請書)

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、緑ナンバーの営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っています。そして、緑ナンバーの営業用トラックには、何より安全・安心な運行が求められています。一方で営業用トラック運送事業者は、経営基盤が脆弱であるとされる中小企業 (資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下) が 99% を占めており、その殆どが運送を依頼する側に対して弱い立場にあります。

今般、〇〇運輸支局では、最高速度違反 (貨物自動車運送事業法違反) の情報があった【トラック運送事業者】について調査したところ、当該法令違反行為に係る運行において、貴社が運送の依頼をした貨物が積載されていたことがわかりました。

【違反内容】

- ① 違反内容：最高速度違反 (〇〇 km/h 以上)
(法定 (指定) 速度 〇〇 km/h のところ 〇〇 km/h 超過)
- ② 違反日時：(元号) 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇) 〇〇時 〇〇分
場所：
- ③ 積載貨物：

当該法令違反のようなトラック運送事業者の不適切な行為は、安全・安心な運行が確保されないだけでなく、重大な交通事故の発生につながる場合もあります。このため、トラック運送事業者には不適切な行為の再発を防止するための適切、かつ、確実な改善措置を講じてもらう必要があります。

貴社におかれましては、貨物の運送を依頼するに当たって、依頼先のトラック運送事業者において不適切な行為が生じることのないよう、運送現場における状況を把握していただくほか、必要に応じてトラック運送事業者と協議する機会を設けるなどのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
(又は 問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話 〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸 (支) 局長

※違反の名称の記載は必須。

※了解が得られた場合は、【トラック事業者】の名称や【違反内容】の詳細を記載する。

〇〇〇第〇〇号の2
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

貨物自動車運送事業法に基づく〇〇支社に対する荷主勧告の実施について（通知）

国土交通省では、トラック運送事業者の運転者の過労運転防止等輸送の安全確保について、関係団体及び関係行政機関と連携を図りながら諸施策を講じているところです。

そうした一方で、法令違反行為が認められたトラック運送事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく行政処分等を行い、法令違反行為の再発を防止するための措置を講じることを求めているところです。

また、当該違反行為が荷主の指示により行われたことが明らかであるなど、当該違反行為に対して荷主の主体的な関与が認められ、かつ、当該トラック事業者への行政処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であると認められるときは、当該荷主に対しても当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができることになっていきます。

今般、トラック運送事業者の（過労運転防止措置違反・過積載運行・最高速度違反等の別）の事実が確認されたため、当運輸局において所要の調査を実施したところ、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）に関して、〇〇支社の主体的な関与（～具体的な内容を記載～）が認められたため、貨物自動車運送事業法第64条の規定に基づき、〇〇支社に対して、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止を図るための必要な措置をとるべきことを勧告し、当運輸局のホームページ等においてその概要を公表しました。（別添参照）

つきましては貴社におきまして、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止に向けて、〇〇支社において適切な措置が講じられるようご指導ご協力をお願いするとともに、貴社全体におきまして、トラック運送事業者の適切な事業運営に向け運送依頼等の際にご配慮いただきますようお願いいたします。

本通知に関する問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇第〇〇号の2
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

トラック運送事業者の法令違反行為への〇〇支社の関与に対する警告の実施について
(通知)

国土交通省では、トラック運送事業者の運転者の過労運転防止等輸送の安全確保について、関係団体及び関係行政機関と連携を図りながら諸施策を講じているところです。

そうした一方で、法令違反行為が認められたトラック運送事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく行政処分等を行い、法令違反行為の再発を防止するための措置を講じることを求めているところです。

また、当該違反行為が荷主の指示により行われたことが明らかであるなど、当該違反行為に対して荷主の主体的な関与が認められ、かつ、当該トラック事業者への行政処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であると認められるときは、当該荷主に対しても当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができることになっていきます。

今般、トラック運送事業者の（過労運転防止措置違反・過積載運行・最高速度違反等の別）の事実が確認されたため、当運輸局において所要の調査を実施したところ、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）に関して、御社〇〇支社の関与（～具体的な内容を記載～）が認められたため、〇〇支社に対して、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止を図るための必要な措置をとるべきことを警告しました。（別添参照）

今後、同様の事態が再発したときは、貨物自動車運送事業法第64条に基づく勧告を発動し、報道機関等を通じて貴社名を公表する場合がありますので、貴社におきまして、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止に向けて、〇〇支社において適切な措置が講じられるようご指導ご協力をお願いするとともに、貴社全体におきまして、トラック運送事業者の適切な事業運営に向け運送依頼等の際にご配慮いただきますようお願いいたします。

本通知に関する問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇